

平成22年 5月10日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18520505
 研究課題名（和文） 近世日本における武士像と道徳性と政治意識の相関性に関する史料復元的基礎研究
 研究課題名（英文） The Historical materials study about relations with A samurai image and morality and the political awareness in early modern times Japan
 研究代表者
 高野 信治（TAKANO NOBUHARU）
 九州大学・大学院比較社会文化研究院・教授
 研究者番号：90179466

研究成果の概要（和文）：

戦国期を経て泰平といわれる政治・社会体制を作り出したのは、徳川家康などを頂点とした武士階層（武家領主）である。世界史にもまれな平和な環境が二百年以上続き、民衆は「家」を単位とした仕事にいそむことができ、その分、経済的格差も生じた。このような時代に、本来戦闘者（武者）であるものの治者という性格も持った武士層と民衆の間に共有される政治意識や道徳観が形成され、武士像も中世・戦国期から大きく変化した。身分・教諭法令を中心とした藩政史料などの武家史料と農書・家訓・意見書などの民衆・地方史料の両側面の検討から、このような結論を導出した。

研究成果の概要（英文）：

It is a samurai hierarchy to have created the peaceful systems after the war-torn country period. There has been no it in world history; peaceful environment spread out more than 200 years, and the people could be devoted to work, and, as a result, produced the economic difference among the people. In such times, political awareness and a mos came to be shared with the class of samurais among the people. In addition, the image of the samurai having complicated character changed greatly from the times of the Middle Ages. It is to have examined the historical materials of the samurai and the historical materials of the people together to be important.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,200,000	0	1,200,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,300,000	630,000	3,930,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：武士像・道徳・政治意識・教諭・アイデンティティ・治者・武者

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は、科学研究補助金「民俗神と民族神との関係分析を通じた近世武家権力神の基礎的研究」(研究代表者・高野、2001～2004年度)のあとをうけた内容である。前回の研究では武士の神格化というフレームワークで全国的な調査を行った。その結果、多くの神格化事例の収集が実現し、学会でも注目された。その際、重要な点は、戦闘者としての武士祭祀ではなく、むしろ、治者として祀られるのであり、より広い文脈からすれば、現世利益を約束する民俗神という性格を持った。

(2)近世期、西洋からの異文化・キリスト教への対抗思想としていわゆる鎖国のもとで強まったと想定される神国観は、儒教・仏教との関係のなかでも有力な思想に展開したが、神国観のなかで主張されるのが、武威を備えた武士像で、そもそも神代の神は超越的な武力・能力を持つ武神のイメージがあり、それは武者としての武士像と関連すると思われる、中国(明・清)を中心とする華夷意識が変容するなか、武威が「日本」というアイデンティティの構成要素ともなっていた。

(3)このような神国観には民衆の家職観念や武家領主への恩頼観もみられ、いずれにしても両義的(武者と治者)な性格を有した武士がどのようなイメージで民衆に捉えられていたのかは、現代社会においても依然として続く武士の偶像化(戦国武将ブーム、時代劇映画やいわゆる大河ドラマブーム)の問題を読み解く上でも重要と考えるに至った。

2. 研究の目的

(1)近世の「泰平の世」は戦死した多くの武士の霊によって成立していたという観念があったことが、近世以前の戦死した武士を地域社会で祭祀する多くの事例から想定される。このような信仰のあり方は本来戦闘者である武士像を民衆に植えつける契機の一つであったと思われるが、そのようなイメージと民衆の近世社会観について、とくに彼らにとっての現代社会の成立と武士の関わりとをいかに考えていたか、という観点は、近世の政治や社会の秩序を検討する上で重要な課題と思われる。かかる問題意識に関連し、報告者はすでに『民俗神や民族神との関係分析を通じた近世武家権力神に関する基礎的研究』(平成13～16年度科学研究費補助金基盤研究(c)(2)研究報告書、研究代表者 高野信治、2005年3月)において、武士の神格化という事象の広範な蒐集とその解析を試みている。

(2)本研究はこのような問題意識や成果の上に、当時の人々が泰平と考えるいわば平和で安定した時代に、戦闘者としての属性を持つ武士階層が、治者としてどのような道德・倫理性を民衆に期待し治世の基本と考えていたのか、またそれは民衆が実際に形成し有していた道德観や社会秩序観とどのような関係性を有するのかを考察する。その際の柱は、道德性と政治意識につながる武士像や社会観が、近世の人々に共有される回路の復元、このようなものである。以前にみられたような、支配・被支配という単純な階層構図による分析では、日本近世が歴史上、長期に存続した意味、また、欧米諸国にみられるような、いわゆる市民革命などの広い意味での階級闘争を経ることなく、近代社会を生み出した歴史的特質などの解明は困難で、かかる課題にも本研究は資すると考える

3. 研究の方法

(1)従来、近世武士研究は、武士の道德観(武士道論・士道論)ないし役人(官僚)という性格の追求、のような主に二つ局面でなされてきた。近世では武士身分による武士論はあっても非武士層によるそれは極めて限られており、後者のような発想を近世社会に見出すという研究自体が、百姓一揆(民衆運動)のような非日常的場面にみられる領主像追求という観点以外にはあまりみられない。しかし、非武士層が社会の成立や日常生活の場、また社会的規範意識のなかで、どのように武士を捉えていたのかをめぐる研究は、兵農分離制のもとの近世地域社会と武士層の関係性、二百数十年一つの政治社会体制を維持した支配システムや身分制の特質、近代における天皇制の成立の問題にも通じる、重要な論点が提供できると考える。

(2)非武士層・民衆の道德性や政治意識などは、いわゆる通俗道德書などと呼ばれる刊行著作(例えば石門心学の人々の著作)を通して行われることはあったが、本研究の特色はそのような研究史に学びつつも、具体的な地域史料(領主史料、地方史料、庶民史料、民俗史料など)の分析を通して、かかる問題に迫ることである。領民・民衆に示されるあるいはかかる階層が独自に持つ政治意識や道德性に関わる史料群の通時的収集やその歴史性の復元などを通じた当該問題へのアプローチは、これまで十分に試みられなかった方法である。思想史的分析とともに地域史研究の方法論に留意しながら、上記した多様な史料蒐集を行いながら本研究は進められた。

4. 研究成果

(1) 武家領主側が規定した身分秩序と道徳について一定の知見を得た。

① 百姓などの身分規定は近世初期の段階から存在する。まず注目したいのは、領主側は百姓へ「無道」をはたらかず「憐憫」を加えるべきという保護姿勢が打ちだされている。しかし、単純な保護政策ではなく、年貢納は基本的な条件でむしろ保護策は年貢收受の道具立てであり、「当国百姓」などと逃散は厳禁された。

② 五人組や組・村などを通した年貢收受・逃散などの連帯責任制は、規範意識形成に関わり、公共性を重視する道徳観の醸成が想定され、「不行儀」者として五人組などの網がかけられるようになる。

③ このような善悪の価値観を内在した領主側の認識は、寛永期の饑饉時を通して、より強化されていく。百姓の「猥」の米食は禁じられ、年貢申し掠めの禁令が出され、様々な規制が定着、「百姓」の近世的性格が漸次形成される。飢饉時には免合引をするものの、年貢納が大きな前提、目的であり、百姓保護が眼目とは必ずしもいえない。年貢皆済を条件とした地頭代官の非分からの保護であり、百姓の分限規定は、饑饉時のものが状態化される。そして、「出精」と「くつろぎ」をあわせた規定が見られるようになり、取立をめぐる矛盾の止揚がはかられる。さらに、耕作出精者は善者として道徳的価値が付与されることになる。

④ 家職と進退、生活規制が「百姓」独自のものとして総合的に規定された。これを庄屋などの村役が申し付るとし、五人組も合わせ、遵守の基本単位（支配の基本）となる。近世中後期には、質素は「古来之風儀」とされ、町方の華美化が百姓へ影響と認識されるようになる。

⑤ 道徳性を内在させはじめた身分秩序規定の民衆世界への受容・強制は困難であったと思われる。身分秩序観は、神慮というような自然法的な解釈、あるいは領主と民（百姓）の公的性格が謳われることによって定着がはかられたが、このような動きのなかで、いわゆる幕法の「忠孝札」が出され、大名領にも受容される。武家領主は忠孝観を背景に「家職」を基軸にした民の社会的位置と役割を提示したといえよう。

⑥ やがて自然法的な神慮とは別に、領主の恩「国恩」という価値観が示されるようになる。年貢を納め道徳的な価値観を身につけるのは、泰平のなかで民が生かされている武家領主の恩に報いるため、という領主の主張である。それは、百姓支配の困難さを領主自身が自覚しているからこそそのいわばレトリックともいえよう。しかし、上下平等の豊饒を認めないものの上の豊かさは下の困窮を救う

ため、という救済の論理を演出したとしても、財政状況の困難さは、領主に頼らない自立した百姓を求め、やがては、泰平の世の餓死は民衆側の責任とし、田畑は公儀の恩であるのに、自力のように心得違いをし、平生の心掛けをおろそかにして公儀へ救いを求め、それがかなわなければ、恨み騒動を起こし、成敗にかかり、一家が路頭に迷う。これは心掛けが悪いからであり、公儀の恵（救い）には限界があるゆえに、日頃の慎みが大事で、救（合力）をうけるのは恥と心得るべきというような、治世放棄ないし民衆への責任転嫁のごとき論理を生み出すことになる。それは、道徳悪が領主法への違法を生むという考え方、あるいは、心懸けがよいものは安楽で悪い者は貧窮、という道徳性に経済格差の原因を求める姿勢などと裏腹の関係にある。

以上のように、武家領主は身分秩序の構築を、分限と忠孝を基軸にした道徳性を内在させ行おうとした。

(2) 上掲してきた武士の秩序・道徳観に対し、民衆側はどのような社会観を持ったのかに関する知見も得た。

① 近世期、民は国の基本とされたが、それは食・衣など人が生きる基本を生み出すものとの認識が儒学の受容などを通して浸透したからであり、したがって民に関わる治世は、人倫の道すなわち道徳に関わるものとして、儒学者などを中心に重視する考えがあった。かかるなか、本来、戦闘者である武士が歴史のなかに位置づけられるようになり、仁政を行わなかった武士による乱世の繰り返しを徳川家康が平定、民が生業・家職を安心して営める時代の到来、このように近世が捉えられた。

② 民衆、とくに富裕層や村役人などの地域リーダーたちを中心に、武家領主支配（公儀支配）を前提にし、「公儀の民」として自身や自らの「家」相続が可能という観念が形成されたとみられる。そこには、士分志向も内在したであろう。その際に留意されるのは、「家」相続と遵法意識や道徳規律が不可分の関係にあるという見方が、民衆世界に広く認められることである。仏教・儒教・神道などの通俗化も媒介となり、「家」繁栄のための自己規律という側面を道徳が持ち、しかも、それは必ずしも武家領主側の身分秩序規定のプロパガンダへの順応とばかりはいえない性格を持っていたようである。「律儀成家職」を自覚する百姓の意識と道徳実践である。天命を基本として「天下の法」「天の分」を想定し、国では国法、家では家法という秩序のなか公儀法にそむかず天命を恐れることが「家」の重要課題という考え方がある一方で、むしろ道徳心は天命をも超越できるとの認識も生み出した。

③道徳実践と「家」相続を結びつけ、自己規律を志す階層が広く民衆世界に存在したのかについては、想定しにくい。それは、「家」相続に成功した階層が想定され、彼らは平百姓（一般民衆）を差異化し、士分憧憬を強く持った。彼らにとり年貢納入は当然のことであり、それは武家領主への第一の報恩であった。上による泰平恩沢に報いるため上へ苦勞をかけず、大切な生命が失われ餓死者が出て上を歎くのは罪であり、その回避のため、儉約に心懸け、苦は楽しみと種と心得て励むべきなのである。泰平な恩沢のなか、大切な命が失われ、上を歎かせるのは民の罪だから、日頃からの儉約・勤勉が必要、このような考えは往来物などを通し広まったであろう。さらに、武家領主（徳川家康）への報恩意識や東照宮参詣の歓びの民謡化、武家領主への寿ぎや親和性などもみられた。

④道徳実践と「家」相続は武家領主への報恩観と結びつく回路があったと思われ、それは武士が本来持つ、武力・武威への認識へとつながる。例えば、治国平天下の基本は武徳としつつ、武には智が必要、仁道にも武が必要で、従って智仁勇の三徳の重要性の主張などは、それを物語る。身分指標としての刀・脇差にも関心が持たれる。神楽（民俗的心性）にみる武力への憧憬は、強弓・宝剣で武装した神を創造し、神話に連なる武士化した神観念の民俗があった。一揆鎮圧を祝する武士踊が服従した地域の民衆に受容され、それが天下泰平という伝承を生み出したり、柴田勝家は勇猛一偏の武将ではなく、一揆側の武具類を農具にかえ、生業の重要さを示し、その徳を感じた国民が治まったという、知慮ある豪傑として、武将の国恩と家職を結びつける認識もみられた。また、幕末期、農兵が村人へ権威的に振る舞い、家中に不礼をなす可能姓があること、一刀を帯び命は惜しんではいけない武士と同じ立場であるからこそ、人を敬い万事慎まなければならないとの規定もみられ、民の武士への一体化の姿さえ見える。

⑤道徳性や武威を介して、武士と民衆諸階層との関係は複雑であった。主将が民へ農業を怠らないようにするための鎧の前立であり、年貢皆済は大切であるがゆえに障りでもあるが、農民としての自覚は「命の根」の生産、御用であっても下々の痛みを考えず、上や自分のことを優先するのは、子孫が続かず、御上のためにもよくないというように下の痛みへ配慮するが、結局は君臣上下を最優先、あるいは、君禄にて相続した家ではないが、君恩国恩がなければ家が興せたわけでもないという両義的観念などは、武士と民衆のそのような複雑な関係を炙り出していよう。

⑥不二道のような民衆宗教の世界では、孝より忠を重視すると見つつも、武士を相対化する、やはり複雑な心性がみられる。このよう

に単純化できない眼差しは、本来は戦闘者である武家領主が治者として存立しえるか、逆に戦闘者として十分に武威を發揮した治安が保証されているのかという、身分制という現実秩序のなかで表だって議論しにくい環境ないし問題群が背景としてあろうが、それに関する主張も見られ始めた。領主は常に善政を施しているのか、仁政実践という道徳的立場であるはずの領主から民心が離れるのではないか、武士は自らの社会的役割を果たしているのか、民を食する領主の存在、役人・家臣による領主の仁政意思の妨げなど、諸々の様相は、その一端であろう。また、安藤昌益のような徹底さはみられないものの、国学や先述の不二道など、思想・世界観からの相対化もみられた。

⑦幕末期の社会的混乱のなかで、攘夷・内乱への不安を背景とした武士への期待、武士の理想像と現実のギャップ、豊臣氏との対比による徳川氏「苛性」観、「文武」という武士に特化されていた新たな論理で、民心を新たな「国家」（日本国家）と身分自覚へ促す志向、さらに消極的な武士の肯定など、武士階層が歴史の表舞台から退く段階で、改めて様々な武士像が醸成されてきた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 17 件）

- ① 高野信治 「貝原益軒の『武』認識とその行方 ―〈武功譜代〉像の形成をめぐる―」『比較社会文化』第 15 巻、27～39 頁、2009 年、査読有
- ② 高野信治 「近世大名家臣の役勤と人事 ―福岡藩黒田家を事例に―」『九州文化史研究所紀要』52 号、31～59 頁、2009 年、査読無
- ③ 高野信治 「『世界』と『神国』 ―西川如見の『天学』論をめぐる―」九州史学研究会編『境界とアイデンティティ』岩田書院、231～261 頁、2008 年、査読無
- ④ 高野信治 「武士神格化と東照宮勧請」『国史学』第 195 号、37～56 頁、2008 年、招聘論文（査読無）
- ⑤ 高野信治 「外様大名領の東照宮 ―鍋島佐賀藩領の場合―」『九州文化史研究所紀要』51 号、1～31 頁、2008 年、査読無
- ⑥ 高野信治 「幕末期浦人の〈西洋〉認識と自己像 ―福岡藩領『見聞略記』から考える―」『比較社会文化』第 14 巻、49～60 頁、2008 年、査読有
- ⑦ 高野信治 「『士族反乱』の語り ―近代国家と郷土のなかの『武士』像―」『九州史学』149 号、36～53 頁、2008 年、特集論文（査読無）

- ⑧ 高野信治「鍋島猫騒動 ―御家騒動の物語化と怪異性」福田千鶴編『新選 御家騒動 下』新人物往来社、313～355 頁、2007 年、依頼論文（査読無）
- ⑨ 高野信治「近世大名（祖神）考 ―祖先信仰の政治化―」『明治聖徳記念学会紀要』復刊 44 号、65～75 頁、2007 年、特集論文（査読無）
- ⑩ 高野信治「社会変容と訴願・改革・教諭 ―近世中後期対馬藩田代領の役人層と百姓―」『九州文化史研究所紀要』50 号、1～37 頁、2007 年、査読無
- ⑪ 高野信治「対馬藩田代領の扶持人と村役・町役 ―飛地領代官所役人の形成と性格―」『地方史研究』329 号、63～80 頁、2007 年、査読有
- ⑫ 高野信治「近世大名の農政展開と社会差別 ―小笠原小倉藩を素材に―」『比較社会文化』第 13 巻、27～48 頁、2007 年、査読有
- ⑬ 高野信治「江戸時代の武士のイメージ」『歴史地理教育』771 号、66～71 頁、2007 年、依頼論文（査読無）
- ⑭ 高野信治「『藩』研究のビジョンをめぐって」『歴史評論』676 号、2～13 頁、2006 年、特集論文（査読無）

[学会発表] (計 5 件)

- ① 高野信治「近世の領主制と行政をめぐって ―『熊本藩の地域社会と行政』に学ぶ―」熊本大学文学部創立 30 周年・永青文庫研究センター設立記念／熊本大学文学部フォーラム（熊本大学文学部）、2009 年 12 月 5 日
- ② 高野信治「近世の「宗教」も政治・社会を読み解くカギ ―井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会 2 国家権力と宗教』（吉川弘文館、2008 年）に寄せて―」近世の宗教と社会研究会/歴史学研究会近世史部会合同開催（学習院大学）、2008 年 12 月 14 日
- ③ 高野信治「近世権力論ノート ―研究視角をめぐるスケッチ―」近世史フォーラム 10 月例会（大阪市立総合生涯学習センター）、2008 年 10 月 11 日
- ④ 高野信治「武士像管見 ―どのような眼差しが向けられていたのか―」九州歴史科学研究会 4 月例会（西南学院大学）、2008 年 4 月 12 日

[図書] (計 5 件)

- ① 高野信治『近世日本における武士像と道徳性と政治意識の相関性に関する史料復元的基礎研究』（単著）2006～2009 年度科学研究費補助金（基盤研究(c)、代表者高野信治・単独）成果報告書史料集、2010 年、110 頁

- ② 高野信治責任編集『佐賀県近世史料』第十編（宗教編）第一巻（高野信治責任編集・解題・校訂、共著者、野口朋隆・平野寅男・片倉日龍雄・古賀ヒロ子・大平直子）、佐賀県立図書館、648 頁、2010 年
- ③ 高野信治『近世領主支配と地域社会』校倉書房、2009 年、444 頁
- ④ 高野信治責任編集『佐賀県近世史料』第八編（思想・文化編）第三巻（高野信治責任編集・解題・校訂、共著者、岩松要輔・川副義敦・平山好成・大平直子）、佐賀県立図書館、834 頁、2007 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高野 信治 (TAKANO NOBUHARU)
九州大学・大学院比較社会文化研究院・教授
研究者番号：90179466

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者